



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版（for 企業法務）年3回刊

【Q&A】 そうだ！弁護士に聞いてみよう！

《在宅勤務を導入する前の注意事項》

(伊藤) 最近、コロナの第3波とかいう話がでてきたね。怖いねえ。

(秘書) ええ。。そういえば最近、私の周りで在宅勤務をするようになった会社員の友達が増えてるんですけど、在宅勤務ってどうなんですかね。

(伊藤) どうっていうのは？

(秘書) 在宅勤務中、子供がいたりすると、どうしても勤務を中断しないといけない事があるじゃないですか。高齢者の介護とかする人もいると思うし。そういうときの勤務時間の管理って、どうするんです？

あと、出勤している人と在宅勤務の人とで業績評価に差があるのかどうかとか、ちょっと心配になりません？

(伊藤) そうだねえ。。例えば、業務を中抜けする場合、その開始と終了時間を会社に報告してもらって、その中抜け時間を休憩時間と扱つたらどうかな。それで、中抜けした時間分、始業時刻や終業時刻を調整する、といったルールにしたらどうだろう。

(秘書) なるほど。でも、労働時間とかに関するルールを、会社が勝手に決めちゃっていいんですか？

(伊藤) いや、在宅勤務でも労働基準法が適用されるから、就業規則の作成・届出義務がある会社だと、就業規則を変更しないといけないね。

(秘書) やっぱり！労基法89条で定められた、就業規則の必要的記載事項の変更になるから

ですよね？

(伊藤) そう。企業法務勉強会でもやったよね。「始業及び就業の時刻」「休憩時間」に関する事項にあたるよね。

(秘書) じゃあ、業績評価についても、場合によっては就業規則の変更が必要になるってことないですか？

(伊藤) そうだね。出社した人と在宅勤務の人で差をつけるなら、「賃金の決定に関する事項」にあたるからね。

在宅勤務に関する問題点はそれだけじゃないよ。例えば、在宅勤務に必要な通信機器や水道光熱費に関する費用負担の話もあるよね。あと、在席・離席確認の方法もきちんと決めておかないと、労使双方のストレスの種になっちゃう。

だから、在宅勤務をする前には、在宅勤務に関する就業規則を包括的に定めないといけない。その前提として、労使の十分な意見交換も大切だね。ちなみに、厚労省では、「テレワークモデル就業規則～作成の手引き～」を公開しているよ。

(秘書) なるほど。。見てみますね！

弁護士 いとう あつし



☞このコラムは2020年12月のルマガで配信されました。
☞山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。
ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



「テレワークと就業規則の変更』　社会保険労務士/松本雄介



新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務(テレワーク)を始められたところも多いのではないかと思います。今回はテレワーク導入における就業規則の変更の必要性についてです。

就業規則には、必ず記載しなければならない項目が決められています。事業場の労働者全体に適用される定めがあれば、就業規則に定めなければなりません。新型コロナウイルス対策のみとして就業規則の変更なしで実際にテレワークを実施していた場合には、すでに実施した分のために今から就業規則を変更することまではしなくてよいと思いますが、今後も状況に応じてテレワークを実施するということであれば事情が違ってきます。

その場合、テレワークの対象は会社の全従業員が対象ということにもなってこようかと思いますので全社的にテレワークを制度として導入し、就業規則に記載したうえで、テレワークを実施するようしましょう。

テレワークを実施するとなると、テレワーク対象者、就業の場所や、出退勤や残業を含む労働時間管理の仕方、休憩時間の取り扱い、情報の取り扱いや情報漏洩策、情報通信機器等の貸与、費用負担(通信費、水道光熱費、郵送費、事務用品費、消耗品費など)、通勤手当額の見直し、安全衛生管理等、取り決める必要のある事項もたくさんありますので労使間でのトラブルにならないためにも就業規則には記載するようしましょう。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

※このコラムは2020年11月のメルマガで配信されました。

第30回企業法務セミナー報告

「契約書作成の技法とAI契約書診断の今」

2020年11月12日に、第30回企業法務セミナー「契約書作成の技法とAI契約書診断の今」を開催しました。講師は、弁護士/加藤泰です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急遽、会場参加とオンライン参加のハイブリッド式での開催となりました。

今回のセミナーでは、契約書が最も活躍する場面の一つである裁判の場を知る弁護士の視点から、契約書作成の技法を紹介し、また、近年話題になっているAIによる契約書チェックの実情についても触れました。

参加者様から「契約書作成の基本から事例ま

で詳しく教えて頂きました。」「特にAI診断について興味深かったです。」など高い評価を受けました。

次回は3月11日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第45回

弁護士 笠原 輔



読書は、あまりお金がなくとも短いオフしか取れなくても楽しめる、お手軽な趣味です。

多くの本はそれほど高価なものではありませんし、古本で買ったり、セールを利用して電子書籍で買えば、さらに安くなりますし、図書館で借りれば無料です。

また、読書は、ちょっとした空き時間に自分の都合で読み始めて、自分勝手に中断することができます。スマホを使って電子書籍で読めば、すき間時間でどんどん読書ができるので、その積み重ねだけで1冊読んでみるのもいいものです。読み終わる時には、小さなことでも継続することの大切さが分かります。

私は、古典・名著から、ビジネス書、実用

書、教養書、小説、ライトノベル等、硬いものから緩いものまで、その時の気分でいろいろ読んでいます。心の支え、精神の安定、知識、知恵、経験、娯楽等、読書からは多くのものが得られます。

最近は東洋思想への興味が強くなったので、『老子』、『孫子』、『方丈記』、『五輪書』等も読みました。世界のトップリーダーや感度のいいビジネスパーソンは、近代西洋思想への偏重を改め、東洋思想を学び始めているとも言われます。人間を機械的に扱うことによる弊害が大きくなっている現代に、東洋思想は有意義な視点を与えてくれます。

その一方で、『星系出雲の兵站』のようなSFや『ゴブリンスレイヤー』のようなファンタジーを読んで、緩く楽しんでいます。

さて、明日は何を読もうかな。

☞このコラムは2020年9月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第45回 「お気に入りの一着」 F.M

新型コロナウイルス感染拡大によりお家で過ごす時間が増え、料理をする機会が増えました。料理をすることが嫌いではないものの、毎日自分でご飯を作っていると飽きてしまうものです。そこで料理の時間を楽しくしてくれたのがエプロンでした。

エプロンの起源は古代エジプト時代にまで遡るそうです。王様などの権力者の象徴として使用したり、武装の一部として使われたようです。その後17世紀ころになるとヨーロッパで豪華に飾られたエプロンが流行しました。中には宝石を何十個もあしらったエプロンもあったようです。

これまで何度洗っても丈夫で汚れても気にならないようなエプロンを選びがちでしたが、雑誌でエプロンの特集を読んでから自分の心を躍らせるエプロン選びを始めました。洋服では躊躇ってしまうデザインでもエプロンだと挑戦しやすくなります。写真は現使っているエプロンです。お気に入りの一着を身に着けて、料理の時間を楽しく過ごしつつ、料理の味にも磨きをかけていきたいです。



☞このコラムは、2020年10月のメルマガで配信されました。



事務局通信

◆初回無料相談実施中！電話・オンライン (Zoom)での相談もできます！

個人、企業すべての方を対象に、すべての分野で、初回無料相談を実施中です。面談の他、電話・オンラインによる法律相談もできます。お困りごとがございましたら、まずはお気軽にお問い合わせください。(※但し、セカンドオピニオンは有料です。)

◆第31回企業法務セミナーのご案内



2021年3月11日(木)

18:30～20:00

＼＼中小企業経営者・人事担当者、社労士のみなさま必見／／
『重要最高裁判決から考える

「同一労働・同一賃金」への対応』

講師：副代表・弁護士/田中 伸

〈受講方法〉①会場参加…Le Reve 八丁堀

②オンライン参加…Zoom

〈受講料〉顧問会社様無料、一般の方 4,000 円

〈受講特典〉顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料を無料とさせて頂きます。

(※但し、作業時間は月3時間以内。)

◆従業員支援プログラムサービスを始めました



従業員支援プログラム(Employee Assistance Program、通称:EAP)

とは、自社の従業員が職場外で抱える生活上の様々な問題の解決を、雇用者である企業が手助けすることにより従業員を支援する制度です。ストレスチェック対策の一つにもなり、弁護士によるEAPは、弁護士をリーズナブルに活用する福利厚生の一つとなります。

◆東広島支部で第3土曜日に法律相談を開始

東広島支部は平日の他、毎月第3土曜日も法律相談を始めました。平日の法律相談が難しい方はぜひこの土曜相談をご利用ください。

◆債務・破産サイトをオープンしました

債務整理サイトと会社破産整理サイトを統合し、債務・破産サイトとしてリニューアルしました。お客様により快適にホームページを使って頂けるよう情報を整理し、分かりやすく見やすいレイアウトにしております。今後もコンテンツの充実に努めてまいります。



メルマガの登録は[山下江 メルマガ](#)で検索
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

《広島本部》

〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652
電話受付:平日9時～18時、土曜10時～17時

《福山支部》

〒720-0067

福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F
TEL 084-993-9041 営業時間:平日9時～18時

《呉支部》

〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703
TEL 0823-25-0077 営業時間:平日9時～18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1
TEL 082-423-1511 営業時間:平日9時～18時

《岩国支部》

〒740-0022

山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402
TEL 0827-23-3005 営業時間:平日9時～18時

《東京虎ノ門オフィス》

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-5-8 オフィス虎ノ門 1ビル 803
TEL 03-6632-5355 営業時間:平日9時～18時